

いつまでも自分らしく暮らすために

堺市の「総合事業」と

「事業対象者」の仕組み

かがやけ!

なか
さん
しん
ぶん
3
新
聞

いつまでも住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすためには、健康づくりや体力づくりが必要です。堺市の総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活を支援する仕組みとして実施されています。



「事業対象者」って?



基本チェックリストによって生活機能が低下していると判定された方のことです。介護認定(要介護・要支援)を受けていなくてもサービスが利用できます。判定に認定調査や主治医意見書は必要ありません。
※新規:12か月の認定期間。延長はできません。

発行
中第3地域包括
支援センター
作成者:河野

第60号

「事業対象者」は

どのようなサービスを受けられるの?



介護予防・生活支援サービス

訪問型
サービス

自分ではできない日常生活上の行為がある場合にホームヘルパー等による支援を受けられます。

通所型
サービス

通所型の施設に通い、日帰りで機能訓練や運動、入浴などの日常生活上の支援を受けられます。



◎ご利用につきましては、まずは

地域包括支援センターにご相談下さい!

生活の中で困っていることや、心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

中第3地域包括支援センター

(久世 福田 深阪 東陶器 西陶器)校区

堺市中区東山841-1

TEL 072-234-2006



LINE公式アカウント

中第3



堺市

